

◎新潟県告示第224号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	3者	下関1489番1ほか23筆 2.6ha
新発田市	16者	宮古木穴清水1204番ほか339筆 29.2ha
胎内市	8者	乙前野地2742番ほか32筆 10.9ha
聖籠町	11者	次第浜宮前1330番ほか55筆 4.1ha
新潟市	71者	北区太田椋丙602番ほか916筆 99.4ha
阿賀町	1者	鹿瀬寺ノ原3431番ほか19筆 1.9ha
三条市	18者	大宮新田出来潟593番ほか138筆 21.8ha
燕市	4者	高木5058番ほか7筆 1.7ha
田上町	4者	田上130番1ほか37筆 6.7ha
弥彦村	5者	弥彦島崎1860番ほか31筆 2.1ha
長岡市	38者	高島町下島1658番1ほか503筆 48.1ha
見附市	13者	今町越後塚2240番1ほか124筆 18.4ha
小千谷市	2者	真人町時之島丁124番ほか4筆 1.1ha
魚沼市	4者	並柳1381番ほか65筆 5.4ha
十日町市	8者	松之山格子原1497番2ほか79筆 8.2ha
津南町	1者	下船渡丁1179番ほか31筆 2.8ha
上越市	4者	清里区上田島向田4番1ほか111筆 15.9ha
妙高市	4者	十日市古町216番ほか256筆 47.0ha
糸魚川市	4者	道明川端600番1ほか15筆 1.9ha
佐渡市	14者	下久知野崎2562番ほか102筆 14.4ha
合計	233者	2,907筆 343.6ha

2 申請年月日

平成30年2月28日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。